

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和44年神奈川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第4号中「、健康保険資格確認書又は健康保険証」を「又は健康保険資格確認書」に改める。

附 則

この規則は、令和7年12月2日から施行する。